

入札監理小委員会
第602回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第602回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和2年10月14日（水）17：06～19：11

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開会
2. 実施要項（案）の審議
 - 図書館における学術情報及び成果情報の管理に係る業務
（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）
3. 事業評価（案）の審議
 - 国家石油備蓄基地操業委託事業（独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構）
4. 実施要項（案）の審議
 - 女性の活躍推進及び両立支援に関する総合的情報提供事業（厚生労働省）
5. 民間競争入札の入札結果等の報告
 - 能力開発基本調査業務（厚生労働省）
6. 閉会

<出席者>

（委員）

尾花主査、浅羽副主査、中川副主査、生島専門委員、川澤専門委員、辻専門委員

（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）

研究連携成果展開部 科学技術情報課 深澤課長

研究連携成果展開部 研究成果管理課 権田技術副主幹

契約部 契約調整課 佐野課長

契約部 契約第2課 黒沢課長

（独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構）

資源備蓄本部 備蓄企画部 樋口部長

資源備蓄本部 備蓄企画部 森田担当審議役

（厚生労働省）

雇用環境・均等局 雇用機会均等課 溝田ハラスメント防止対策室長

雇用環境・均等局 雇用機会均等課 光永課長補佐

雇用環境・均等局 職業生活両立課 加藤課長補佐

(事務局)

小原参事官、飯村企画官

○尾花主査 それでは、ただいまから第602回入札監理小委員会を開催します。

まず初めに、図書館における学術情報及び成果情報の管理に係る業務の実施要項案について、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構研究連携成果展開部科学技術情報課 深澤課長より御説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いします。

○深澤課長 日本原子力研究開発機構研究連携成果展開部科学技術情報課の深澤と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料のA-2、図書館における学術情報及び成果情報の管理に係る業務における民間競争入札実施要項（案）で説明をさせていただきます。

まず、要項の2ページの1ポツ（1）、本業務の概要という項目がございます。本業務ですが、研究連携成果展開部、こちらが機構における図書館の担当部署でございまして、図書資料の収集、整理及び提供に加えて、機構の研究開発成果の保存、発信といった業務を担当しております。この業務の中の一部について、請負契約という形で実施するという内容でございます。

本業務は、図書・学術誌・技術レポート等の受入れ、目録の作成、装備、管理及び配付等の学術情報管理に関する業務全般、並びに機構の研究開発成果情報、具体的には機構職員が行いました学術誌への論文投稿や、学会への口頭発表並びに研究開発報告書類、いわゆるJAEAレポートというのがあるのですが、こちらの刊行といった形で成し遂げられた研究開発成果を発信しているのですが、こういった情報を記録した成果の登録、管理等に関する業務全般を行うものであります。

（2）の本業務の内容でございますが、こちらは別添1の仕様書に詳しい内容は書いてございますが、仕様書の逐一の説明は割愛させていただきます、資料A-3、図書館における学術情報及び成果情報の管理に係る業務（概要）資料を使って説明させていただきます。資料A-3を御覧ください。

本業務においては、学術情報管理業務と成果情報管理業務の2つがございます。まず、学術情報管理業務から説明をさせていただきます。

図書館では、研究開発の支援ということで、図書・学術誌・技術レポート等の学術情報を収集いたします。本契約においては、収集した資料について作業を行うことになっております。

資料を収集した後、①に受入れ・目録作成業務というのがございます。下に、業務内容は概要が説明されておりますが、受入れ・目録作成業務は、収集した資料を図書館システ

ムへ登録するという作業になります。受入れを行い、目録規則に従って目録データを作成し、登録します。また、既にデータとして登録されている目録情報につきましても、修正すべき箇所があれば修正を行う。あるいは所蔵している資料の中で、特に古い資料の場合などは、資料自体はあるものの、目録情報が登録されていないというようなケースがございまして、このようなデータについても登録を行うというのが、①の受入れ・目録作成業務となります。

続いて②の装備業務でございますが、こちらは資料を利用に供するための作業になりまして、ラベルを作成して貼り付けるほか、蔵書印を押すといった作業になります。

要項の37ページを御覧ください。こちらに、図書や技術レポート、機構の研究開発報告書類の写真が写っておりますが、こちらが装備完了後の資料の写真でございます。

図書の場合の装備では、表紙と背表紙にラベルが貼ってございますが、表紙に貼ってあるのが登録番号のラベルでございまして、背表紙に貼ってあるのが配架の位置、すなわち図書の所在場所を示す分類番号と著者記号、これを請求記号というのですが、これを印刷して貼り付けた状態で、これが装備作業になります。

右側の写真は技術レポートですが、レポートは、左下に登録番号のラベルが貼ってあります。また、レポートの場合は表紙の右上にアルファベットのコードと番号がございまして、これはレポート番号といひまして、技術レポートを特定するコードとなっております。レポートの場合は、先に申しあげました登録番号のラベルを貼り付けるとともに、レポート番号のラベルを作成し、資料の左隅に貼り付ける作業、これがレポートの装備作業となります。

38ページの写真ですが、製本雑誌、雑誌につきましても同様に登録番号のラベルを作成し貼り付けるといった装備の作業を行います。

ここまでの作業を行いますと、次の配架という作業に移れる状態となりまして、38ページから39ページが実際の画像となっております。

資料A-3に戻りまして、続いて③の管理業務となります。これは、図書館の所蔵資料を適切に保管・提供するための作業でございます。

資料は書架に配架されておりますが、配架状況を確認して整理を行います。また、先ほど装備のところでお説明いたしましたが、請求記号という資料の配架位置を定める記号がございまして、配架の規則に沿って資料を配架する。それから配架場所の見直しを行ったり、所在検査ということで所蔵資料の検査を行います。

また、改善提案も行っていただきます。例えば第1期の実績としましては、図書及び会議録等の背表紙の年数、巻号数の表示の改善、会議録の分類番号統一などの改善提案を出していただき、配架場所の見直し等の改善を行うことにより、図書館利用者にとって資料を探しやすくするなどの効果がございました。

それから、利用者への閲覧・調査対応ということで、例えばこういう資料は所蔵しているかどうかといった問合せや、図書館に来館された方に資料の配架場所を案内するなどの対応など、利用者業者対応といった業務も管理業務に含まれております。

それから、④の「配付業務」でございますが、機構では、図書館に所蔵する資料と、研究室・課室で保管・管理して利用する資料がございます。いずれも図書館で購入手続を行います。研究室・課室で保管する資料につきましては、図書館で一旦受け入れまして、所定の装備作業を行った上で課室に送付するという作業がございます。これが④の「配付業務」となります。

以上が、学術情報管理業務の説明となります。引き続きまして、成果情報管理業務について御説明をさせていただきます。

成果情報管理業務ですが、これは機構の職員等が研究開発成果を論文に投稿したり、学会で発表したり、機構の研究開発報告書類という形で刊行したりと、様々な形で研究開発成果を普及する取組を行っています。本契約で実施する業務は、そこに関わる業務の一部でございます。

引き続き資料A-3ですが、当該業務は右半分になります。上のほうに業務の流れを書いてございます。

機構の場合、研究開発成果を発表する場合、事前に申請をして発表するという規定になっておりまして、論文を投稿したり口頭発表したりする場合、事前に所属長の承認を得た上で申請の手続を行います。そこが破線の承認処理というところでございまして、これは本契約の範囲外ではございますが、ここで申請の手続をしたデータが伝票として研究開発成果管理システムに入力されます。これを研究連携成果展開部、図書館の受付以降は本業務の対象となります。

申請された伝票が届きましたら、②の成果データ受付処理業務を行います。その前に①として、典拠情報維持更新業務というものがございます。これは、成果情報を管理する上で、研究者名や研究者の所属機関、所属する部署の情報、研究者が発表する学会の名称、論文投稿する場合は掲載先の雑誌名などの情報を入力することになっております。

そういった研究者名や所属機関、学会名や掲載資料名を入力する場合に、例えば同じ雑誌に投稿する場合でありましても、雑誌名が統一されて入力されないと、情報を検索したりデータを集計したりする場合に正確に検索ができなかったり、あるいは集計ができなかったりということが発生いたしますので、一般的に名寄せというのですが、表記を統一するというをやっております。これを典拠情報と呼んでおりまして、①の業務内容のところにあるのですが、研究者名典拠ファイルや研究機関名典拠ファイルといったそれぞれ名称を統一するためのファイルを維持、更新しております。これが、成果のデータを受け付けしたり登録したりといった過程では、常に参照しながら更新するというので、①の典拠情報維持更新業務というものが縦書きで記載をしております。

研究者から研究開発成果の申請データが届いた後、②の成果データ受付処理業務を行います。ここではデータの受付ということで、外部発表登録番号の発番を行います。成果データ1件ごとに識別するための固有番号を付与するというので、受付をしたときに登録番号を発番し、成果データに入力することになります。

それから、プルーフリストというのですが、入力した項目を全てリストとして出力するというのを、②の成果データ受付処理業務で行っております。

③の成果データ登録業務では、成果データの記載内容の校正ということで、プルーフリストの内容を確認、修正する作業を行っております。

④の検索・発信用成果データ登録・確定業務では、申請した成果データが雑誌に掲載されたり、あるいは研究開発報告書類として刊行された後に、雑誌であれば何という雑誌の何巻何号の何ページに発表されたかということが確定することになるわけですが、実際にそういった成果が発表されて確定された後の確認業務となります。

雑誌への論文投稿の場合は、投稿された論文を発表者の方から送っていただいて、それと逐一申請をして届いたデータが一致しているか、一致していない部分は修正するという作業を行っております。

⑤の成果データ管理業務では、研究開発成果検索・閲覧システム、JOPPSと書いてジョップスというのですが、機構ではインターネットを通じて研究開発成果を発信しております、そこに適切に入力したデータが表示されるかどうかの確認をし、修正があれば更新を行うという作業を行っております。

⑥の成果データプルーフリスト整理・保管業務では、成果のデータをプルーフリストとして全項目出力し、整理・ファイリングする作業を行っております。

最後に⑦の申請機能の利用者対応業務では、申請の手続をするときに、利用者からの問合せに対応するという業務を行っております。

業務の内容は以上となります。

次に、要項に戻りまして、確保されるべき業務の質ですが、2ページの下のほうに記載がございますが、学術情報管理業務及び成果情報管理業務の個々につきましては、3ページ以降に記載がございます。

いずれの業務におきましても、入力した情報が正確に登録されている正確性という面と、できるだけ登録した情報を早く利用者に提供するということ、成果情報に関しては、できるだけ早く外部に発信するということで、入力した情報の正確性と処理の即時性と迅速性ということで、2つの面から確保すべき質と水準を設定しております。

実施期間に関する事項としましては、5ページに記載をしております、本業務の実施期間は令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間となっております。

続いて、入札参加資格に関する事項でございますが、(6)の法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと、(7)の労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないことの2点について、追加してございます。

それから6ページ、入札に参加する者の募集に関する事項におきましては、一連のスケジュールの記載がございます。入札公告が本年11月下旬、入札説明会を12月上旬に2回実施、それ以降は提出する資料の内容や期限について記載をしております。

続いて7ページになりますが、実施者の決定に関する事項で、落札者の決定につきましては、最低価格落札方式で決定するというにさせていただきます。

続いて8ページになりますが、従来の実施状況に関する情報の開示ということで、22ページの別紙2に、従来実施した経費、人員、それから設備、目的達成の実施方法などの記載をさせていただきます。

次に、競争性改善の取組としましては、業務に必要な資格等を見直しております。現契約と比較するため、資料A-4、横向きの資料の、図書館における学術情報及び成果情報の管理に係る業務に係る契約状況等を御覧ください。

今回、国立国会図書館が実施する遠隔研修及び講座修了者であることの計2項目を削除いたしております。

また、「大学共同利用法人情報・システム研究機構国立情報学研究所が実施するセルフラーニング教材CAT編図書コース及び雑誌コースの修了者」については、「受注後1年以内

に修了見込みを含む」に緩和を行っております。

同様に、「一般社団法人情報科学技術協会の検索技術者検定3級以上の合格者」につきましては、「受注後1年以内に合格見込みを含む」に緩和しております。

また、「化学式等特殊文字の計算機表現規則であるT e XもしくはL a T e Xのコマンドの十分な知識の実務経験（3年以上）」につきましては、「実務経験（3年以上）」の記載を削除し、緩和をしております。

また、民間参入促進の取組としましては、前回の入札監理小委員会においていただいた御意見を参考に、県内外において図書館業務を実施している18社に対して声かけを行いました。その際、本業務は図書館司書業務が中心であり、原子力に関する知識は必須ではない旨、併せてお知らせをしております。

以上、長くなりましたが、実施要項案及び競争性改善のための取組等に関する説明は以上でございます。

○尾花主査 ありがとうございます。それでは、ただいまの実施要項の説明について御意見、御質問のある委員におかれましては、御発言をお願いいたします。

辻委員、お願いします。

○辻専門委員 辻でございます。御説明ありがとうございます。資料のA-4でございます。一番右の、条件が緩和された部分を今、拝見しているのですが、まず（5）で、図書コース・雑誌コースの修了者、そしてここに、1年以内に終了見込みを含むと書いてございますが、この修了見込みというのは、この講習を受講しさえすれば、特段試験とかはなくて修了というふうになるのでしょうか。まずはこの点を伺います。

○深澤課長 その点につきましては、科学技術情報課の深澤がお答えいたします。

（5）のセルフラーニング教材の修了につきましては、コースを終了すればそれで修了という形になります。

○辻専門委員 分かりました、ありがとうございます。では続けて次の（6）でございますが、こちらは合格見込みでございます、恐らく試験があるのかなと推測するのですが、この合格見込みというのは、具体的にどういう場合には合格の見込みがあると評価されるのでしょうか。

○深澤課長 図書館業務に関わっている方、特に科学技術系の図書館業務に関わっている方というのは、基本的なデータベース検索に関する能力というのはお持ちであると考えておりまして、こういった資格につきましても、十分な経験がある方であれば合格できると

見込んで記載をしております。

○辻専門委員 では、これは合格の見込みがあるという自己申告で、要件が充足されているという扱いでよろしいのでしょうか。

○深澤課長 はい、そのように考えております。

○辻専門委員 分かりました。次が最後でございます。同じく（7）でございます。この化学式等特殊文字の規則、T e XもしくはL a T e Xコマンドに関する十分な知識を要することとございます。この「十分な知識」という部分が、また評価の問題があつて悩むところかもしれませんが、実施要項の4／79を拝見すると、この一番下のほう、下から4行目、成果データの構成とございまして、原則4営業日以内で1日当たりの受付件数が30件を超える場合は10営業日以内と、大まかにスケジュールが書いてございますが、新規参入を検討する方としては、時間的な条件のほかに、実際にはどれくらいの分量、A4一枚何文字ぐらいとか、どういう数式があるとかいうのを具体的に見たほうが、このL a T e Xに関してどれだけの技術が必要とされるのか、例えばL a T e Xのコマンド集をぺらぺらめくって参照しながら、ちょっと考えながらやる余裕があるのか、それともコマンド集を全部暗記していて、さくさくと入力していかないと間に合わないような状況なのか分からないと思いますので、ぜひ、実際に処理すべき、従前のサンプルとかを添付して公表していただけると分かりやすいかと思うのですが、この辺りはいかがでしょうか。

○深澤課長 科学技術情報課の深澤がお答えいたします。今頂戴したコメントにつきましては、公表できるものであれば公表するという形で対応したいと思います。

○辻専門委員 その公表の方法は、書面で公表していただけるのか、それとも説明会に限定されるとか、その辺りはいかがでしょうか。

○深澤課長 現時点の想定ですが、問合せがあつた場合には個別に対応するとか、あるいは入札説明会の場で対応するといったことを想定します。

○辻専門委員 できれば、入札説明会に参加する前の段階で、できればネットで見られるとか、もしくはメールに添付してお送りするとか、説明会に行かなくても見られるような方向で検討いただければと思いました。

以上です。

○深澤課長 ありがとうございます。できる範囲で対応させていただきたいと思います。

○尾花主査 川澤委員、お願いします。

○川澤専門委員 今の資料A-4の参加資格の件で、追加で質問させてください。今回、

参加資格を緩和いただいて、いろいろと競争性向上のための取組をされていると拝見しました。ただ、この（５）のセルフラーニング教材のウェブサイトを見ると、これは、まずそのコースを受講するために推薦者が必要で、その推薦者の推薦を受けて、受講できるかどうか、まず選定プロセスがあってというような、あまり簡単に受けられるようなコースではないのかなという印象を持ったのですが、その辺りはいかがでしょうか。

○深澤課長 その点におきましても、現行の契約で行っている作業をされている方、皆さん実際にやっていただいておりますので、新規に参入される業者でありましても、対応できるのかなと考えてございます。

○川澤専門委員 もちろん、既存の事業者は既に修了されているので、特にこれが参入障壁にはならないと思いました。パブコメの中でも、資格要件についても、そもそも、ウェブではあるものの、コースを受講すること自体のハードルが高いのであれば、これがどのぐらい必要性があるのかというところをお考えいただきたいと思います。その上で、削除できないものなのかどうかと思ったのですが、その点はいかがでしょう。

○深澤課長 深澤がお答えいたします。機構も、目録情報の作り方として、現在、国立情報学研究所が提供しておりますNACSIS-CATというものに準拠させて、データの標準化を行う予定であります。

したがいまして、目録情報の入力を行うに当たって、やはりNACSIS-CATの受講をされているほうが、業務を順調に進捗させることができると考えておりまして、引き続き記載をさせていただいているところでございます。

○川澤専門委員 そうしますと、いわゆる推薦が必要で、推薦から選ばれた者しか受講できないコースではあるけれど、仮に新規の事業者が受注した場合には、きちんと推薦、選出、受講というところについては担保されるということによろしいのですか。

○深澤課長 はい、そのように考えております。

○川澤専門委員 分かりました。あと、（６）なのですが、これも緩和いただいたというところは理解しつつも、このホームページを見ると、これはコンピュータベースではあるのですが、受けられる期間が決まっていて、かつ有料になっているようなのです。検索技術というところが、プラスアルファで図書館員の方とかも対象にはなっているのですが、どのくらいその必要性があるのでしょうか。先ほどの事業の概要の中でも、今おっしゃっていただいたようなNACSISのコードとかは分かるのですが、情報検索というところについてはどのくらい必要性があるのかというところを御説明お願いします。

○深澤課長 情報検索につきましては、現在ではかなりグーグル等で容易に検索できる状況にはなっているのですが、やはり多くの文献を探していく上では、個別のデータベース、文献情報データベースはいろいろあるのですが、どんなデータベースを使えば、まず、どんな分野の情報が調べられるのか、どういった調べ方をすればどのような情報が得られるのかといったようなコマンドのようなものがありまして、まず、データベースをある程度使いこなせる能力というものが、やはり幾らインターネットで便利になった社会とはいえ、科学技術関係、原子力に関係するようなデータベースを使っていく上では、こういった資格をお持ちであることが好ましいということで考えてございます。

○川澤専門委員 分かりました。今回、パブコメへの資格要件についての意見が出ているので、今後、落札結果が明らかになった後に、入札に不参加となった事業者については、この参加資格が何らか、その参入障壁にならなかったか、なったかというところについては、ヒアリングを事後的にお願いできればと思います。

あと、すみません、もう1点、実施要項A-2の、9/79ページの入札説明会(2)ですが、入札説明会の1週間前までに、社名及び担当者を連絡することにより参加可能とすると書いてあります。

これは、1週間前までに連絡しなければ参加可能とならないというよりは、例えば可能な限り事前連絡という形で、ちょっと要件が厳しいのかなと思いましたが、この辺りはいかがでしょうか。

○黒沢課長 原子力機構契約2課の黒沢と申します。よろしく申し上げます。

今の御質問なのですが、1週間というのは、特段、これが決まりというものはないのですが、1つの目安として、こちらも資料の準備などもあるので、1週間ということで通常行っているものです。

○川澤専門委員 1週間前まででないといけないというふうに読めますので、可能な限り入札説明会の1週間前までとか、直前の場合は「要連絡」のような形で書いていただいたほうが、参加者が増えるのかなと思います。

○黒沢課長 契約2課の黒沢です。実情いたしましては、1週間という記載はあるものの、二、三日前とか、対応可能なタイミングであれば応じているといった状況ではあります。

○川澤専門委員 そうなのですが、書面に1週間前までと書いてありますので、普通はこれを「1週間前まで」と読んで、1週間前を過ぎたら参加できないと考えると思います。もし実態がそうなのであれば、可能な限り1週間前までとか、正確を期したほうがいいと

思います。

何か変えられない理由があるのであれば、何か明確にお答えいただければと思います。

○黒沢課長 御指摘ありがとうございます。その方向で検討したいと思います。

○川澤専門委員 ありがとうございます。

○尾花主査 生島委員、お願いします。

○生島専門委員 御説明ありがとうございます。資料A-4の、問合せ状況等の推移のところ、平成27年度の部分なのですが、B社が審査不合格とあるのですが、これはどういう理由で不合格だったのでしょうか。

○深澤課長 科学技術情報課の深澤がお答えいたします。おそらくですが、資格要件のところで満たしていなかったのではないかと思います。

○生島専門委員 資格要件の、どういうところでしょうか。その資格要件というのは、例えば、今回緩和されている中でカバーできるようなものなのか、できないのかなと思ったのが1つと、それから、説明会参加者数が2社になっているのですか、平成30年度の場合はどちらが参加されたのか。過去に参加したB社とC社がもう一度参加されているのか、別の方なのか、教えていただきたいと思います。

○深澤課長 資格のところにつきましては深澤がお答えします。資格要件のところで人数が記載してございまして、その人数を満たすことができなかつたと承知をしております。

○生島専門委員 人数というのは、業務従事者が何人必要とかそういうところですか。

○深澤課長 深澤がお答えいたします。具体的に言いますと、例えば(1)の図書館法第5条に規定する司書または司書補の資格2名以上となっておりますが、次期におきましては1名以上という形に変更している状況でございます。

○生島専門委員 2名以上と書いてあったにもかかわらず、業者のほうで1名ですと申請されたということですか。

○深澤課長 そうだと思います。

○生島専門委員 なるほど、分かりました。もう1つの質問のほうはいかがでしょう。

○深澤課長 深澤がお答えいたします。前回の説明会に参加したのは、A社とB社でございます。

○生島専門委員 では、前回不合格になった方がもう1回参加されて、その時には審査の資格の部分はクリアされていたのでしょうか。

○深澤課長 深澤からお答えいたしますが、結局B社は応札できずに、最終的にA社の一

者応札になったということでございます。

○生島専門委員 C社が応札されたときというのは、非常に競争入札の効果があつた応札だと見ております。というのは、落札率がそこだけ下がっており、結局、その後一者応札に戻ってしまうと、急に落札率が高か止まりしているためです。

このため、これはちゃんと競合が1社でも入って応札すれば、非常に競争入札の効果が出るのではないかとこの結果から見えます。このC社は、今後またトライしていただけるようになるには、どうやったらいいか、もう1回やってもらえるにはどうすればいいのか、可能性のある方に入っていただけるように、さらにプラスでヒアリングをしたり、アプローチしたりすることはできないのでしょうか。

○深澤課長 深澤からお答えいたします。今回の声かけに関しましても、C社にもお声かけはしております。他社と同様に、図書館の司書業務であることがメインであるということと、原子力の知識が必須ではないということはきちんと説明をさせていただいております。

以上です。

○生島専門委員 最後に、パブリックコメントに結構熱心なコメントが載せてある会社が2つあったのですが、こちらの方たちは、過去に説明会に来たり、資料を取りに来たりということは一切ないのでしょうか。また、今回、参加されそうな方なのでしょうか。

○深澤課長 こちらの2社につきましては、前回は説明会に参加しておりません。今回も、連絡等はしておりますが、実際、入札に参加していただけるかどうかというのは、まだ把握できていない状況でございます。

○生島専門委員 なるほど。ぜひ、御案内をするというところからもう一步踏み込んで、本当にどういうふうにしたら、何が壁で、どの辺が改善されれば応札に本当に応じていただけるのかというところを、いま一つ踏み込んでアプローチしていただければと思います。やはり落札率に大きな変化が出るということが、これで見取れるわけですから、仮に業者が代わらなかつたとしても、そういう意味で効果があると思います。その辺りに力を入れていただけたらありがたいなと思つてのお願いでございます。

○深澤課長 深澤です。ありがとうございます。こちらとしましても、粘り強く対応していきたいと考えております。

○生島専門委員 ありがとうございます。

○尾花主査 辻委員、お願いします。

○辻専門委員 辻でございます。資料のA-3でございます。A-3の下の段の真ん中にある、成果情報管理業務という部分でございます。これは①から⑤までございますが、これはこの業務全てについて、現地に常駐して実施しないとイケないのか。それとも、この中の幾つかのメニューに関しては、現地で常駐しないで、データをほかの場所へ送って、別の場所へ実施して行ってもよろしいのか、この辺りはいかがでしょうか。

○深澤課長 深澤です。実際の成果情報の管理業務につきましても、実際に図書館にある資料を活用したり、あと最終的に研究者の方から提出していただく論文といったものについては、著作権法上の問題もございますので、現地で作業をしていただくということが必要になるかと考えております。

○辻専門委員 例えばですが、先ほど話題になったT e Xコマンド、化学式とかをきれいに描写するプログラムだと思うのですが、その部分だけ、T e Xコマンドを使う部分だけは外部で作業しても構わないとか、そういう整理は無理なのでしょうか。

○深澤課長 深澤です。成果情報を入力する研究開発成果管理システムというのがございまして、T e Xのコマンドを使った入力というのも、そのシステムの中に作り込みになっていきます。そのシステム自体が機構のイントラネットの中に入っておりますので、どうしても図書館で作業をしていただくことが必須になるかと考えてございます。

○辻専門委員 なるほど。その辺りは、改善は難しいという感じなのでしょうか。

○深澤課長 深澤です。そのように考えております。

○辻専門委員 分かりました。ありがとうございます。

○尾花主査 尾花から幾つか質問をさせていただきます。

今回の実施要項の作成に関しては、資格要項に、資格について工夫をいただいたり、広報について、丁寧に実施していただくことをすごく努力していただいたことがよく分かりました。ありがとうございました。

その中で、本件は最低価格落札方式ですので、機構としては、提案書において、その要件が充足されているかというところをしっかりと見たいという案件だと理解しています。そして、提案書で基準を満たしていないとなった途端に価格の競争ができなくなる案件ですので、提案書をどのように書くかというのが業者にとって一番大事となってくるものと思います。今回、例えば工夫していただいた、化学式等特殊文字の計算機表現規則であるT e XもしくはL a T e Xコマンドに関する十分な知識を要することというのを資格にした場合、機構がこの「十分な知識」は何をもって評価するのかというところをどこかに書

いていただかないと、業者にとってはかえってブラックボックスになって、せっかく実務経験3年以上というのを緩和していただいた機構の御意向が、かえって伝わらなくなる結果になっているような気がします。この点については、どのように工夫いただけますか。

○深澤課長 深澤がお答えいたします。1つの考え方としましては、こちらに書いてございませんが、T e X、L a T e Xを使った化学式、そういった作業の実績があるということ、文書とか提案書の中で示していただければと考えます。

○尾花主査 本当にそれで、機構はよろしいのですか、実績がありますと言っただけで、最低価格の競争に持って行っていいのでしょうか。

この点、不安がございますので、その辺りどうお考えでしょうか。それでいいとおっしゃるのであれば、それで構わないですが、何か書かれたほうがいいのではないかと、かえって心配になります。

そういう意味で行きますともう1つ、修了見込みを含むとか合格見込みを含むと書いてあるときに、何をもって見込みがあると見られるのですかというところは、機構にとっても御不安だと思います。応札業者にとっても不安だと思うのですが、この点はどのように判断されるのでしょうか。

繰り返して申し上げますが、この提案書の審査ではじかれるか、オーケーになるのかというのは、機構にとっても非常に重要と思われまして、応札業者にとっても非常に重要となりますので、せっかく緩和していただいたことがかえって障害にならないかと懸念しています。

○深澤課長 深澤からお答えいたします。資格等に関しましては、実務経験が十分であれば、ある程度クリアできるレベルでございます。ハードルが極めて高いというものではないと考えておりますので、受注される業者のほうで、図書館関係のお仕事を経験されている方をお抱えであれば、十分対応していただけるかなと考えております。そういったところを提案書で書いていただくといったことになろうかと考えております。

○尾花主査 見込みについては、どのようにお考えですか。

○深澤課長 見込みに関しましても、例えば情報検索能力の試験であれば、いついつ受験予定といったところで、具体的な時期を明示していただければと考えてございます。

○尾花主査 分かりました。私の希望としては、そういったことを実施要項に書いていただきたいのですが、もしそれが無理であったとしても、説明会で今のお話をきちんとしていただく。もしくは広報の際に御説明いただくということを希望したいと思っております。

○深澤課長 深澤です。ありがとうございます。承知いたしました。

○尾花主査 もう1点なのですが、本件は、事業の性質としては、A社が長期間にわたって人員を派遣し、そちらが常駐した上で業務を進めているという事業になります。したがって、事業の実施について、A社は非常に慣れている、応札したい業者にとっては不慣れであるという、非常に応札のハードルが高い事業だと思います。そういった場合に、何をすればハードルが低くなるかということ、実施状況の開示です。

その際、この実施要項を拝見している上で分かりにくかったのは、一体どこで、どんな物品を使って業務を行うかということなのです。書いてある場所については、事務局から説明を受けましたが、例えば居室だったら、どこの居室なのだとか、平米数がどのぐらいなのだとか、椅子とか机が何脚あるのかとか、利用できるシステムの機種、あとはOA機器の機種、台数、少なくともそのぐらいをどこかに記載していただきたいと思います。

恐らく59/79の8.2の貸与品のところをもう少し記載を充実させていただけると、新たな業者の応札が見込める可能性が高くなるものと思います。

○深澤課長 深澤でございます。ありがとうございます。検討させていただきます。

○尾花主査 ありがとうございます。そうであれば、あと、過去の実施状況で、処理件数みたいな開示はあったのですが、請負金額なので、細かい金額の詳細は開示されないということ、そちらは理解いたしました。その場合、実施府省によっては工数の開示等をしていただくことによって業務の量が把握できようになっているところがあります。

今回の場合は、処理件数で把握できるとすると、処理1件当たりにかかる時間は何で見るとかということ、恐らく業者としては業務手順書になるのかと思います。業務の手順書というのは、どのタイミングで応札を考える方は見ることができるのでしょうか。それとも見られないのでしょうか。

○深澤課長 マニュアルにつきましては、こちらで用意しているマニュアルがございます。個々の業務につきましてマニュアルがございますので、そちらを御覧いただくことで、ある程度理解をしていただけるのかなと考えてございます。

○尾花主査 それは応札前に、所定の閲覧手続を取れば、応札を考える業者は見るができるという理解でいいですか。

○深澤課長 深澤です。そうでございます。

○尾花主査 分かりました。ありがとうございます。

ありがとうございました。それでは、ただいまの実施要項案の審議はこれまでとさせて

いただきます。

事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 事務局でございます。各委員からいただきました御意見の確認でございます。実施要項の9/79の入札説明会の記載について、もう少し詳しく、実態に即したように正確に記載するという。あと、59/79の8.2の貸与品について、もう少し詳細に、具体性を持って記載するという。

また、4/79の成果データの校正、30件という件数の記載があり、成果データの校正作業量がどれぐらいになるのかわかり易いように事前にサンプルを見られるようにしていただきたいという意見をいただきましたので、実施機関で検討していただき、記載が可能であれば対応いただくということによろしいでしょうか。

○尾花主査 承知しました。それでは、本実施要項案につきましては、本日をもって小委員会での審議は終了したものと、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項案の取扱いや監理委員会の報告資料の作成については私に一任いただきたいと思います、委員の先生方、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。今後、実施要項案の内容等に何か疑義が生じた場合は、事務局から各委員にお知らせし、適宜意見交換をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。

本日は、JAEAの皆様、ありがとうございました。

(日本原子力研究開発機構退室)

(石油天然ガス・金属鉱物資源機構入室)

○尾花主査 続きまして、国家石油備蓄基地操業委託事業の実施状況について、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構資源備蓄本部備蓄企画部 樋口部長より御説明をお願いしたいと思います。なお、説明は10分程度でお願いします。

○樋口部長 石油天然ガス・金属鉱物資源機構備蓄企画部の樋口でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日の資料でございますが、まず、実施状況についての本文の資料と、それからパワポの一枚紙でございますが、備蓄事業のポンチ絵の一枚紙、それから契約状況の推移ということで御用意した3点セットでございます。

それでは説明に入らせていただきます。まず、実施状況の本文に入ります前に、このポンチ絵の一枚紙のほうを先に御覧いただきたいのですが、日本の石油備蓄とJOGMECの備蓄事業ということで御紹介をさせていただいております。

日本の石油備蓄は、国家備蓄、民間備蓄、産油国共同備蓄の3本柱で備蓄を行っているわけですが、JOGMECが行っているところの備蓄は、いわゆる国家備蓄に関するものでございます。

左手の下を見ていただきたいのですが、本件事業につきましては、国から私どもJOGMEC、それから私どものほうから操業サービス会社のほうに、2段階の委託契約に基づいて実施をしているという形になってございます。

右側を見ていただきたいのですが、市場化テストの対象になっている入札につきましては、国家備蓄基地、石油の10基地ですね、地上4基地、地中が1、地下3、洋上2の10基地につきまして、実際の操業委託について入札を行って操業会社を決めているという事業でございます。

大体のイメージを御理解いただいたところで、本文、資料のほうの説明に移らせていただきます。

まずI、事業の概要でございます。本事業は、石油の備蓄の確保等に関する法律に基づきまして、機構が国から業務の委託を受けている業務の一部につきまして、委託契約書に基づいてその一部を機構が再委託をするという業務でございます。

具体的な再委託の業務の内容につきましては、国内の10基地にある国家石油備蓄基地の実際の運転業務や施設管理業務、安全防災・環境保全業務、その他の業務を実施してもらうものでございます。

続きまして2ポツの実施期間でございますが、平成30年4月1日から令和5年3月31日までの5年間が実施期間になってございます。ちょうど今、中間点ということでございますが、私どもの入札は、実際の入札に1年ぐらい時間がかかりますし、事前の準備を含めると、終了時期からおおむね2年ぐらい前には動き出さなくてはなりません。このため、このタイミングでお諮りをしているということでございます。実施要項にも、評価に関する記載として、2年間で評価するという記載がしてございます。

3ポツ、受託事業者でございます。①苫小牧東部、それから③秋田国家石油備蓄、④福井国家石油備蓄、それから⑦志布志国家石油の4基地につきましては、新規の応札者であるところの東京電力フュエル&パワーと、東電フュエルの企業グループが落札をしております。

ます。

②のむつ小川原国家石油につきましては、従来のむつ小川原石油が落札。それから⑧のいわゆる地下基地につきましては、地下備蓄方式3基地をまとめて入札しておりますが、これにつきましては、従来の日本地下備蓄が落札をし、現在操業しているという状況になってございます。

4ポツの受託事業者決定の経緯でございます。機構の会計規程に基づきまして、本件入札は一般競争入札（総合評価落札方式）を採っております。平成29年4月10日から4月14日までに、全国5会場において、延べ6回の入札説明会を実施いたしました。延べにして16社から参加をいただいております。

企画書を提出した者は、むつ小川原国家石油備蓄基地を除く7件9基地について、2者の提出がございまして、いずれも評価基準を満たしております。したがって、企画書の審査をいたしまして、その後、一般競争入札評価委員会の議を経まして、平成29年12月15日開札、落札予定者を決定し、その後、警察庁に対する暴力団排除に関する欠格事由該当性照会という手続を経まして、上記で述べましたとおり、落札事業者を決定しているということでございます。

続きまして、Ⅱ、確保されるべきサービス、質の達成状況及び評価でございますが、測定指標としまして、火災事故、流出事故、それから緊急放出の遅延ということで、いずれもゼロ件でございまして、評価を満たしております。

特に火災と流出事故につきましては、苫小牧東部におきまして北海道胆振東部地震の震源に近いところだったのですが、これが発生したにもかかわらず、火災あるいは流出事故の発生はございませんでした。

それから、緊急放出について述べさせていただくと、実際に経済産業大臣の指示によって緊急放出が行われた事案はございませんが、私どもの行っている実技訓練等を通して、仮にそのような状況になっても、いずれも問題なく放出ができることは確認をしているところでございます。

また、運転業務、あるいは施設管理業務、安全防災・環境保全業務等、これらについては、私ども機構が策定をしていますところの性能品質基準、参照業務要領に基づきまして、適切に実施されていることを確認しておりますし、周辺の環境に対する影響への配慮の下に、地元の自治体や関係先、消防等との定期会議や地元のイベントの参加による住民への備蓄基地への理解といったものも促進しております。地元とは非常に良好な関係で、基

地の運用をさせていただいているという状況でございます。

Ⅲ、民間事業者からの改善提案による改善実施事項でございます。

民間事業者の創意工夫による改善提案等につきましては、技術提案書において、企業の技術力や類似の業務実績、操業体制、専門能力、運転業務の改善等、もろもろ提案をされております。

改善提案では、具体的にはタンクの開放検査や、塗装工事等における新技術や新素材の導入等によるコストの削減、あるいは計画的な新卒者の採用及び退職者再雇用等による人材育成や技術継承などが計画されておまして、提案内容によっては当然、検討・計画から実施に至るまで、単年度ではできませんで、複数年度を要するようなものもございますが、いずれにしましても計画的に実施をされているということについては、私どもも確認をしているところでございます。

Ⅳ、競争入札の条項及び評価でございます。

1 ポツ、入札までの経緯でございますが、平成29年4月3日に入札公告を行いました。同年10月13日に企画書の提出の締切りをいたしまして、その後、応札者のプレゼンテーション、企画書の審査、一般競争入札評価委員会の議を経る等の手続を経まして、平成30年1月15日、落札者の最終決定を行っているところでございます。

入札の過程におきましては、先ほども申し上げましたとおり、本事業の受託者である5者を含む16者が説明会に出席していただいております。その後9者から企画書の提出及び入札があったものでございます。

2 ポツの評価でございます。本事業の入札におきましては、従前事業の入札がいずれも一者応札でございました。今回、以下(1)から(6)に書いてございますとおり、企業グループによる入札参加資格者の拡大や、複数企業への応札が可能であるということをも文化、入札スケジュールの見直し、それから委託業務の実施に係る開示情報の充実、入札対象経費の変更ということで、入札対象経費を明確化いたしまして、入札に対する効果を高めました。それから、入札参加資格を保有している者につきまして、個別に訪問をして説明を実施する取組を行ったところでございまして、結果として、10基地8件の入札に対しまして、7件については複数の応札となりました。競争性が保たれ、実施経費の削減に効果があつて、本事業を実施するために必要な要件を兼ね備えた民間事業者を入札によって確保することができたと考えております。

なお、一者応札となったところが1か所ございまして、むつ小川原が一者応札でござい

ました。これにつきましては、地理的な関係から保全工事等の協力会社の確保が特に困難な地域だということと、それから、ほかの地域は海に面して立地しているのですが、この基地につきましては内陸部にございまして、受払いを行う海岸部とを結ぶ各種の配管等のメンテナンス等が、ほかの基地よりも手間がかかる基地であるということで、一者応札になった要因ではないかと考えているところでございます。

ページをめくっていただきまして、4ページに移らせていただきます。5ポツの実施経費の状況及び評価でございます。

表を見ていただくとお分かりになりますとおり、トータルでいくと90億円強、削減率でいくと15%強の削減効果になっております。特に今回入札で操業会社が交代いたしました苫小牧東部、秋田、福井、志布志におきまして、削減率が高くなっているという状況でございます。

VI、外部有識者の評価でございます。私ども機構にございます業務評価委員会、資源備蓄専門部会において、今、御説明をしていますこの資料につきましてお諮りいたしました。内容については妥当であるという結論を得ております。

VII、評価のまとめでございます。本事業の民間競争入札の実施状況は以下のとおりでございます。

(1) 実施期間中に受託事業者が業務改善指示等を受けた、ないし業務に係る法令違反等の指摘を受けた事実はございません。(2) 機構に設置されている外部有識者等で構成される業務評価委員会において、事業実施状況のチェックを受けることが予定されてございます。(3) 本事業の入札におきましては、10基地8件のうち7件について2者からの応札があり、競争性が確保されたものと考えております。(4) 実施期間中の対象公共サービスの確保されるべき質に係る目標についても、先ほど御紹介しましたとおり確保されているものと考えております。(5) 実施経費につきましては、従前事業から比べまして、本事業では約91億円、15.2%のコスト削減の効果を上げたということでございます。

VIII、今後の方針でございます。今まで申し上げましたとおり、本事業につきましては、市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針に定める市場化テストを終了する基準を満たしており、良好な実施結果が得られていることから、今後の事業に当たっては市場化テストを終了し、私ども機構の責任において実施することとしたいと考えております。

なお、市場化テスト終了後も、これまで官民競争入札等監理委員会における審議を通じ

て厳しくチェックをされてきた、公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項を踏まえまして、引き続き、公共サービス改革法の趣旨に基づきまして、私ども機構自ら公共サービスの質の向上、コスト削減を図る努力をしまいたいと考えております。

説明は以上でございます。

○尾花主査 ありがとうございます。続きまして、同事業の評価案について、総務省より説明をお願いします。なお、説明は5分程度をお願いします。

○事務局 総務省から評価案について御説明させていただきます。事業の概要等については、先ほど説明がございましたので省略いたします。

評価の概要です。終了プロセスに移行することが適当であると考えます。

続きまして、確保されるべき質の達成状況でございます。こちらは3点、目標の水準がございまして、火災事故ゼロ件、流出事故ゼロ件、緊急放出遅延ゼロ件と、先ほど御説明がありましたとおり全て達成されております。

続きまして実施経費についてでございます。先ほど御説明がありましたとおり、全ての基地の入札において経費が削減されております。

続きまして、選定の際の課題に対応する改善でございます。本事業につきましては、全ての基地において一者応札が継続していたという状況でございますが、入札参加資格の拡大や入札スケジュールの見直し等を行いまして、10基地8件の入札に対し7件の入札について複数応札となり、競争性の改善が認められております。

続きまして、評価のまとめでございます。確保されるべき達成目標として設定された数値につきましては、全て目標を達成しております。民間事業者の改善提案により、タンク開放検査や、塗装工事等における新技術、新素材の導入等によるコスト削減等が図られ、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が業務の質の向上に貢献したものと評価できます。

また、実施経費についても、従来経費から削減されております。

また、本事業の実施期間中に、委託民間事業者への業務改善指示等の措置はなく、法令違反行為等もありませんでした。

また、今後は、機構に設置されている外部有識者等で構成される業務評価委員会において、事業実施状況のチェックを受けることが予定されております。

最後に、今後の方針でございます。本事業については、市場化テスト終了プロセス及び新プロセスの運用に関する指針2の1（1）の基準を満たしていることから、現在実施の

事業をもって市場化テストを終了することが適当であると考えられます。

市場化テスト終了後の事業実施につきましては、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の対象から外れることとなるものの、これまでの官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきた、公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、機構が自ら公共サービスの質の維持向上、及びコストの削減を図っていくことを求めたいと思います。

以上です。

○尾花主査 ありがとうございます。それでは、ただいま御説明いただきました当事業の実施状況及び事業の評価案について、御質問、御意見のある委員は発言を願います。

浅羽委員、お願いします。

○浅羽副主査 御説明いただきありがとうございます。現在でも競争がある程度確保されているということを伺い、その維持、あるいはより一層向上させるという観点で、1つ質問をさせていただきたいと思います。

それは、地下に備蓄している3基地についてでございます。3基地まとめて発注されていらっしゃるんですが、久慈・菊間・串木野という、かなり離れている。北は岩手、南は鹿児島だと思えますが、かなり離れているものでございまして、現在でも競争は行われていることは存じておりますが、これを今後もまとめていくということについて、どのように考えていらっしゃるか。今後、場合によっては分割するといったようなことは検討する余地はないのかどうか、御教示いただきたいと思います。

○樋口部長 地下の備蓄基地3基地をまとめて入札をかけているということでございますが、地下の備蓄基地は、地下の岩盤をくり抜いて巨大なトンネルを掘りまして、それを原油タンクとして利用しているという特殊なものでございます。その管理に当たりましては、地下岩盤の気密性の変化や歪み等への対応、地下基地用の特殊なメンテナンスが必要でございまして、我が国の民間の石油精製業者、オイルターミナル事業者等には、同様のタンクの保有管理の実績が全くございません。

したがって、我が国初の実用化地下備蓄基地として建設された久慈・菊間・串木野の各基地は、その設計及び施工等において多数の技術的課題が共通しておりまして、また、1基地ごとの規模が小さく、3基地合わせてほかの国備基地と大体同規模になってございます。

こうした状況に鑑みますと、地下備蓄の管理に当たって対応を求められる共通の課題に

ついて効率的に対処する目的で、3基地の操業についてはまとめて入札するというようにしてありまして、結果として、こういったやり方をしたほうが運営の効率化・合理化が図れるというふうに、私どもは考えております。

○尾花主査 浅羽委員、お願いします。

○浅羽副主査 ありがとうございます。実は、本件に関しまして、この地下基地の特性というのは以前伺っていて、複数応札にはならないかもしれないというふうに私は思っていたのですが、幸いにして、予定価内の2者の競争が確保されたということを見まして、だったら分けてもいけるんじゃないのかなと思った次第での質問となります。

何となく複数応札できたということで、分けてもより効率的にいける可能性もあるなど思ったのですが、そうした観点はさすがにないでしょうね。規模の問題というのは依然残る課題だということは理解しましたが、いかがでしょうか。

○樋口部長 先生御指摘のところについては、私どもも認識を新たにしまして、入札に関しては先ほど申し上げたとおりと考えておりますが、そういった御意見があるということは私どもも御意見として受け止めたいと思っております。

○尾花主査 ほかにいらっしゃいますか。

川澤委員、お願いします。

○川澤専門委員 御説明ありがとうございました。資料2の実施状況報告の3ページのⅢの部分で、改善提案により改善実施事項をまとめていただいております。

2つ目のパラグラフで、改善提案では新技術・新素材の導入等によるコスト削減ということで、次の4ページのVを拝見しますと、かなり今回、民間事業者、新規の事業者が受注した基地については削減率が上がっているかと思しますので、この辺りの新技術の導入というのが、かなり全体的な実施経費の削減に寄与したという理解でよろしいのでしょうか。

○樋口部長 新技術の導入等について、その部分の削減の効果というのは、実はまだこの段階でははっきり把握できていないという状況でございます。

確かに御指摘のとおり、今回新たに応札したところが落札している4基地につきましては、一番大きなところは何かと申し上げると、従来は4基地が別々の会社で運営をしていた関係から、いわゆる本社機能も4か所に分かれてありまして、今回1社が4基地取ったということで、本社機能が集約化をされております。まだ推定ではございますが、数字としてこれだけの効果が上がってきているところの1つの大きな要因としては、そういった

いわゆる経費の削減効果が大きいのではないかと考えております。

○川澤専門委員 分かりました。ありがとうございます。そうしますと、もし仮にこの新技術の導入によるコスト削減が、かなり全体としてのコスト削減に寄与しているのであれば、次の入札においても、そういった新技術に対する評価の配点を上げるとか、そういったことが考えられるのかと思いましたが、そうではなくて、間接経費やそういったところもコスト削減が寄与しているということでしたので、承知いたしました。

もう1点が、今のVの部分なのですが、今回入札価格、入札対象となる経費については、直接業務費を除く間接経費や、経費削減のターゲットを明確にされたと承知しております。

実際に確認なのですが、全体として直接業務費や工事費用を含めたフルコスト、総費用というのも低減する見込みという理解でよろしいのでしょうか。

○樋口部長 直接業務費が5年間の実施期間の中で実際に低減するかどうかについては、これは最終的に5年間経過してみないと分かりません。ただ、基地のほうも老朽化していて、維持管理費や補修費用が、従来に比べるとより多くかかるような傾向になっているのは事実でございます。

そういった中で、いろいろな改善を取り入れたりしながら、全体の費用を増やさない、あるいは下げるといった努力を進めていきたいと考えております。

○川澤専門委員 分かりました。ありがとうございます。

○尾花主査 生島委員、お願いします。

○生島専門委員 御説明ありがとうございました。資料B-3の契約状況等の推移に関してですが、平成30年度の部分で、入札資格保有者への訪問や電話による入札案内、個別の御案内を行ったということで、すばらしいなと思ったのですが、何者ぐらいに訪問や電話の案内をなされたのか。全体の説明会がまた11者から16者に増えていらっしゃると思うのですが、個別の説明会を行った後に全体説明会を行って、それによって説明会参加者が増えたのか、説明会の16者に対して個別に御説明を行ったのかということをお聞きしたいのと、それから、応札をしないという御回答だったのでヒアリングはしていないというお話だったのですが、もし個別に入札案内をされた際、なぜ応札されないのかということに関してヒアリングを行っていらっしゃったり、いろいろ御意見や御提案をお聞きになられていらっしゃるとしたら、お聞かせください。非常に重要な、今後の参考情報になると思うので、共有していただけたらと思いました。

以上でございます。

○樋口部長 まず、最初の御質問でございます。個別の説明でございますが、当時、私どもで把握した入札の参加資格者を有する者というのは大体40数者ございまして、実際に伺ったのは30者でございます。残りのところが15者程度だと思いますが、こちらについては電話でお願いをしたというところございまして、これは、個別のお願いが先で、入札公告をやった後のいわゆる説明会はその後でやっておりますので、個別の説明を事前にやった効果として、説明会のほうに来ていただいた者もあるかもしれないとは考えております。

2番目の御質問でございますが、説明しに行った際に、応札しないことの理由を何か聞いていないでしょうかということなのですが、各社一様に、やっぱり基地の規模が大きくて、ここの運用をやるための人員の確保が非常に難しく、なかなかハードルが高いですよというのが一般的な御意見でございました。

したがって、なかなか応札に手が挙げられるかということ、正直難しいですねというのが、個別に回ったときの、ほぼ、ほとんどの会社の一般的な反応でございます。

○生島専門委員 人員の確保ということはあると思うのですが、ただ、入札参加資格があるよと御判断されたということは、人数的なところの御対応も可能だと御判断されて、個別の御案内をなさったのかなと思うのですが、その辺は業者との認識のずれがあるということなんでしょうか。

○樋口部長 人員に対する対応ができるかできないかというところまで、入札の参加資格のところ、私どもは事前にふるいにかけているわけではございません。

人員をどう確保するかについてはいろいろなやり方が多分あると思いますので、そこについて入り口のところで排除するという考え方は、私どもは取っておりませんでした。

○生島専門委員 分かりました。ありがとうございます。直接、四十五、六社ということで非常に多くのところに回っておられて、素晴らしいなと思いました。人数の部分とかが問題があるのであれば、例えば、興味があるけれど1社では足りないという会社が、ジョイントベンチャーのような形で対応するとか、何かそういった、意欲はあるけれど、その辺の壁があるから応札できないというところに対して、何か解決策というのはないのでしょうか。

○樋口部長 まさしく今、委員がおっしゃったとおり、企業グループを構成していただいて参加していただくということについては、今回の入札で私どもも広げておりますので、事業者のほうで、まさに今おっしゃったような工夫をしていただいて、応札に手を挙げて

いただければと考えています。

○生島専門委員 その、今回の共同で大丈夫ですよ、できますよということは、もう一度アナウンスはされていかれるのでしょうか。その45社の方たちには。

○樋口部長 当然、次回の入札におきましても、今回行ったもろもろの取組をベースに、引き続き複数の応札者に手を挙げていただけるように努めたいと思っておりますので、同様の取組をしたいと考えております。

○生島専門委員 分かりました。ありがとうございます。

○尾花主査 それでは、国家石油備蓄基地操業委託事業の、事業の評価案に関する審議はこれまでとさせていただきます。

この、機構の御準備いただいた御説明の、3ページの2に6つほど、取り組んだ内容について書かれていて、非常に明快で、機構の調達に対する工夫及び意欲がよく分かりました。ありがとうございます。いろいろ審議させていただいている中、入札対象経費の変更については、ここまでポイントを絞って価格競争をしますと言っていただけの実施府省はありませんので、非常に積極的な取組だと思って、感謝しています。ありがとうございます。

事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 特にありません。

○尾花主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、事業を終了する方向で監理委員会に報告するようお願いいたします。本日はありがとうございました。

(石油天然ガス・金属鉱物資源機構退室)

(厚生労働省入室)

○尾花主査 続きまして、女性の活躍推進及び両立支援に関する総合的情報提供事業の実施要項案について、厚生労働省雇用・環境均等局雇用機会均等課 溝田ハラスメント防止対策室長より御説明をお願いしたいと思います。説明は15分程度でお願いします。

○溝田ハラスメント防止対策室長 厚生労働省雇用・環境均等局でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、女性の活躍推進及び両立支援に関する総合的情報提供事業に関しまして、事業の概要について御説明をさせていただきます。

まず事業の目的でございますが、資料3-2としてお配りしております3ページに、本事業の目的を書かせていただいております。

この情報提供事業につきましては2つのサイトを運営しております。1つは、女性活躍推進法が企業に義務付けております一般事業主行動計画の公表、また情報公表、この掲載先であります女性の活躍推進企業データベース、こちらを運営しております。もう1つのサイトが、次世代育成支援対策推進法、この法律で企業に一般事業主行動計画の策定・公表、あるいはプラチナくるみん認定企業などの実施を進めておりまして、この掲載先でありますのが「両立支援のひろば」ということになりまして、この2つのサイトの運営、サイトに関する広報を行っております。女性の活躍推進と両立支援、この企業の情報を集約して提供しております。

そこで、積極的にこれらの事業に取り組んでいる企業につきまして、学生、あるいは求職者の方が情報を収集して企業を選択できる、そういった好循環を作り出すということで女性の活躍推進・両立支援の取組を促進する、そういったことを目的にしております。

事業の概要につきましては、資料C-3のポンチ絵を見ていただきたいと思います。

まず1点目が、女性の活躍・両立支援を促進するための総合的情報提供ということで、その中にオレンジ色で書かれていますのが、女性の活躍推進企業データベースでございます。女性活躍推進法におきましては4点、301人以上の企業に義務付けておりまして、まず1点目が、採用した労働者に占める女性労働者の割合など、当該会社における女性の活躍に関して、状況把握・課題分析を行うということになっております。

また、2点目といたしまして、管理職の女性を15%以上にするなど、数値目標を盛り込んだ計画を立てるということになっています。3点目は労働局への届出、また4点目は自社の現状、例えば男女別の育児休業の取得率といったものを情報として公表することを義務付けております。これらの行動計画、あるいは企業情報の公表ができるのが、この女性の活躍推進企業データベースということになります。

この運営に当たりましては、具体的には、まず法令遵守、企業が関係法令や公序良俗に反しない、そうしたコンテンツの管理を行うことを求めています。また、サイトの掲載方法についての企業から問合せ、あるいはデータベースの登録の勧奨、さらに、企業あるいは学生の活用にあたっての利便性を向上させるための入力画面などの改修、さらにデータ更新を怠っている企業へのアラート配信といったことを、このデータベースの運営の中で行っているところでございます。

どれだけ活用されているかということですが、令和2年10月時点で、企業情報を公表している企業が約1万3,000社、行動計画を掲載している企業が約1万6,000社、

データベースのアクセス件数は、令和元年度、昨年度1年間で約30万件という数に上っているところでございます。

もう1つの両立支援のひろばは、資料C-3の緑色のポンチ絵でございますが、こちらは、次世代育成支援対策推進法に基づきまして、101人以上の企業に対して、両立支援に資する行動計画の策定、労働者への周知・公表を義務付けております。この行動計画、あるいは情報について、両立支援のひろばで公表するという仕組みになっております。女性活躍のデータベースと同じように、やはり法令遵守、企業への問合せ対応、それから、情報提供に伴う維持管理、更新等を怠っている企業へのアラートの配信といったことを、具体的に運用の中で進めていただいております。

両立支援のひろばの活用実績は、令和2年10月、約8万社の企業で行動計画を掲載しております。アクセス件数は、令和元年度1年間で約25万件ということでございます。

さらに、資料C-3の左下でございますが、「仕事と育児カムバック支援サイト」、これも運営・広報しております。こちらは、育児休業からの復帰でありますとか、子育てで一旦退職した方の再就職を支援するサイトということで運用しているところでございます。

最後、事業の中の3点目が、資料の右下でございますが、このサイトを適切に運営するために、専門知識を有する専門家の方による検討委員会を設置し知見をいただきながら、ウェブサイトを用いた広報などについても事業展開をしているところでございます。

それでは、大きな3点目、実施に当たり、この事業におきまして確保されるべき質ということですが、これは資料3-1の実施要領の5ページを御覧いただきたいと思っております。こちらに(4)としまして、確保されるべき質を記載しております。

大きく、アにありますように、業務内容のところ、丸の2つ目でございますが、繰り返しになりますが、女活法、均等法に沿った内容になっているか、法違反がないか、企業の認定等について虚偽がないかといった、適切なデータが展開されているかということを確認しております。

両立のひろばにつきましても同様で、次世代法、育児・介護休業法に沿った適切な内容になっているかを確認しながら運用しております。

達成目標につきましては、今のところにあります、女性の活躍推進企業データベースについては、301人以上の企業の情報公表数を令和3年度中に9,000社以上、女活のデータベースのアクセス件数を30万件以上ということで想定しているところでございます。

それでは最後に、競争性確保のための改善のポイントについて説明をさせていただきます。4点ございます。資料につきましては、まず実施要項、別紙資料1と2を見ていただきたいと思います。資料1が用語の定義、資料2が実施事項の詳細について取りまとめたものでございます。

法律に基づくサイトということで、一般の事業者の方になじみのない法律用語や実施事項というものがあるという指摘がありましたので、できるだけ分かりやすくということで整理をしてございます。

2点目は、別紙資料4を見ていただきたいと思います。これは実施状況に係る情報開示ということで、具体的にどういった内容についてどれだけの経費がかかっているのか、どのように見積もったらいいのかが分かりづらいという御指摘がありました。そこで、これらについて情報を開示するというので整理をしております。

3点目が、公告等のスケジュールについてです。資料C-4を見ていただければと思います。これにつきましては、公告から提案書の受付締切までの期間について、28日間確保する。それから、開札から契約までの期間を1か月半以上確保するというので、改正をしたところでございます。引き続き、準備ができるように、この期間を十分確保するように努めてまいりたいと考えております。

最後、4点目でございますが、事業の調達に当たりまして、従来は説明会を開催しておりましたが、新型コロナの感染症の関係もありまして、今回は集合形式ではなくて、電話あるいはメールで十分説明をするということで取り組んでございます。引き続き、個別の電話・メールによりまして、事業者の方についての説明を実施してまいりたいと考えているところでございます。

説明については以上でございます。

○尾花主査 ありがとうございます。それでは、ただいまの実施要項案の説明について御意見、御質問のある委員におかれましては、御発言をお願いいたします。

川澤委員、お願いします。

○川澤専門委員 御説明ありがとうございます。C-2の実施要項案の別紙資料3の別紙ということで、評価項目及びその評価基準を添付していただいているかと思います。

これを拝見しますと、今の、もう複数年、この事業を実施されている中で、かなりサイトの運営の比重が高まっているのかなという印象を受けたのですが、このサイトについては配点が10点という形になっていて、この配分でいいのかどうかというところで少し疑

間に思ったのですが、その辺りはいかがでしょうか。

○光永課長補佐 厚生労働省の雇用機会均等課の光永と申します。どうぞよろしくお願いたします。今、御質問いただきましたのは、これは資料3の別紙の中の評価基準、こちらのほうが採点表になっているものでございます。

こちらの採点表につきましては、実際に、入札前の技術審査委員会において使わせていただくものでございまして、この配点に関しましては、現在の御意見をいただきながら、今後もまた検討させていただこうかと思っております。

おっしゃられますとおり、サイト事業の重要性というのは比重が高くなっておりますが、また、ほかの全体的なバランスというのもございますので、そういうものから現在10点というものを置いております。

ただ、今、御指摘がありましたとおり、全体的なバランスに関しましては再度、内容を精査しながら、今後も検討してまいりたいと思っております。ありがとうございます。

○川澤専門委員 ありがとうございます。恐らく今は女性活躍やダイバーシティに知見のある会社が主となって、サイト運営については再委託という事業形態が多いのかなと思うのですが、一方で、サイトの充実であったり、そういったところが、サービスの水準であるアクセス件数というところに直結するのであれば、ある意味、かなりサイト運営に知見がある会社に複数応札をしていただいて、その会社が女性活躍・ダイバーシティに知見がある会社に事例の調査や検討会の運営を再委託するといったような事業の立てつけも考えられると思います。その辺りは、どういうところに知見のある会社がメインでこの受託者になっていただいて、かつ、どういうところに周知・広報するのが最も御省のニーズに合致するのかというところを、ぜひ検討いただければと思いました。

以上です。

○尾花主査 浅羽委員、お願いします。

○浅羽副主査 私もその、資料3の別紙のところの評価項目の評価基準について1点、質問というか、これは意見に近いのですが、ございます。

私ども、普段ですと入札のハードルをできるだけ下げるという方向で検討するのですが、今回の評価の項目の中に、2ページ目、2の、事業実施主体の適格性の中の、ワークライフバランス実現のための取組等の状況等のところで、確かにここは、点数を見ると12点ということで最大になっていて、これに重きを置いているというのはメッセージとして伝わります。

一方で、この項目で、この中身でCやD、すなわち5点も取れない、零点とか、1点、2点、3点、4点とか、CやDに当たるような事業者が、この内容の事業を受託していいのかなというふうに、正直印象を持ちました。

この事業の内容で、ここの項目で5点も取れないようなところに任せていいのかなと。それは多分、価格がすごく安いとか、そういうところでアドバンテージを持つということになるのですが、だとすると、こんなことをやっていいのかというような内容と理解していて、これはもう、先ほど申したように意見に近いのですが、まさにここを必須にして、それこそCやDのところは失格ぐらいにしてもいいのではないかなと思っております。

これはただの私のコメント、意見に過ぎませんが、どうお考えでしょうかというのだけは少し伺わせていただければと思います。

○溝田ハラスメント防止対策室長 確かに、このサイトにつきましては、女性の活躍推進、それから両立支援、ワークライフバランス、そして働き方全般について質の高い企業の取組について情報発信をしていくというのが核でございますので、やはり、事業を受けていただく事業者につきましては、御指摘のように、この辺り、相当得点の高い事業者に参加いただいて、この事業を展開していただくようにしていきたいと考えております。

それから、その前に御指摘をいただきましたサイトの活用のしやすさ、あるいは情報の得やすさ、見栄えとかそういったところも非常に重要視していくべきものと考えておりますので、そのあたりも含めながら、この評価項目というのは整理をしていきたいと考えてございます。

○尾花主査 今回の指摘といいますのは、こういった公共サービスを民間事業者によっていただくときに、ただその業務を適正にやっていただくだけでいいのか、それに加えて、まさに民間事業者を受託することによって、実施府省の他の付加的な目的まで実現することが許されるのか、みたいな、入札手続における、一般的なものよりも壮大な論点ではあるわけです。

ですので、今の指摘というのは、実施府省のほうで、この事業を民間に委託することによって、まさに御省が達成したいと思っている成果の実現までやるのであるという、強いメッセージを持っていただいてもよいのではないかと助言だと思っております。

そういう意味でいくと、例えばこの点については必須ですというようなメッセージを出していただいても、それはそれで、御省のメッセージとして高く評価される場合もあるのではないかと思います。

○溝田ハラスメント防止対策室長 御意見としていただきたいと思います。ありがとうございます。

○尾花主査 ほかにありますか。

それでは、私から何点か。この評価基準のところなのですが、まず1点目は、2の知見・専門性等の有無ということで、当該事業に関する知見・ノウハウを有しているかの、「当該事業」というのは、ノウハウ・知見というの、サイト運営ですか、それとも法律等、サイトが対象としている法律に対する実務ということですか。

○溝田ハラスメント防止対策室長 ここで想定しておりますのは、女性の活躍推進あるいは両立支援、雇用管理全般における知見・専門性というのを想定しております。

○尾花主査 それであれば、この事業を一般的に見るとサイトの運営なので、ウェブサイトを運営さえすればいいのかというようにも取れますので、この知見・ノウハウについて、具体的に何を指しているのか書き込んでいただけるとよいと思います。

それと同様の発想なのですが、事業の実績の有無というときの、当該事業と同様の過去の契約実績の、「同様」とか「類似」というのはどの点で判断されるのでしょうか。

○溝田ハラスメント防止対策室長 これは、事業の中身であります女性の活躍、両立支援あるいは働き方改革の推進と、サイトの運営、それも含めた形で同様の実績ということを見ているところでございます。

○尾花主査 それであれば、その点も書いていただきたいと思います。これは関心があるというだけで聞くのですが、サイトの運営及びサイトが目的とする法律に関する実務、この両方を満たしているような業者は、市場でどのぐらいあると推測されていますか。

○溝田ハラスメント防止対策室長 現状では具体的な数字を持ち合わせておりません。

○尾花主査 そうすると、1者にならないように適正な評価をお願いしたいのと、「類似」と言う場合に何をもちえて類似と御判断になっているのかというのは評価基準で明示していただきたいと思います。

それと同様の発想でいきますと、こういった事業をするときに、適正な財政基盤とか、あまり評価項目に入れるのを見たことがないのですが、これ、10点取るにはどのぐらい必要なのかとか、そういう目安はあるのでしょうか。

○光永課長補佐 具体的な目安というのはございません。どちらかというと、事業者から説明をいただいて、納得性によって点数を先生方に入れていただくという感じになります。

○尾花主査 なるほど。そうすると、10点になるのか零点になるのかって非常に大きい

と思います。一般的に、サイトの運営については、そんな強大な財政基盤が必要でもなし、財政基盤が高ければすばらしい運営ができるかどうかというよりも、どちらかというところ、当該事業に関する知見・ノウハウのほうが高ければ、財政基盤が例えば低くても、御省としてはすばらしい調達ができるわけなので、ここは数字というか配点を工夫していただくというのが必要なのではないかなと思います。

特に本件の場合、人を派遣して常駐させるというのを想定しているにもかかわらず、常駐させる人の派遣元の財政基盤が強大であることが、御省が達成したい業務の調達にどのレベルで役立つかというのが、御説明からはあまり納得できなかったもので、ここは工夫をいただいたほうが、より中規模、小規模であっても知見の高い業者が応札してくれて、よい調達ができるのではないかという気がします。いかがでしょうか。

○溝田ハラスメント防止対策室長 御指摘いただいた御意見を踏まえて、評価基準全般について見直しをしていきたいと思います。

○尾花主査 ありがとうございます。そのように考えますと、例えば検討委員会のところの評価基準なのですが、これも、どのレベルの方を欲しておられるのか、もう少し書いていただくのがいいのかなと感じました。

その関連でいきますと、別紙4の、従来の実施状況に関する情報開示のところの委員謝金のところなのですが、謝金は、基本的にはほぼ定額なのではないかと思われ、ここを謝金の多寡で競争させるというのも、どういうことなのだろうかと思います。もしかしたらこの謝金部分については、御省所定の謝金の基準を前提に払うことを想定して、この金額は外していただくとか、競争の金額として入れる、応札価格の金額から外していただくとかをお考えいただければと思います。そのことによって本当に工夫していただきたいところ、工夫していただきたい業務及びその金額について、応札者の明確な提案が見られるのではないかと思います。このため、そこをちょっと工夫していただければと思いました。

確認なのですが、これは常駐することを要求されている業務ですか。

○溝田ハラスメント防止対策室長 常駐を想定しております。

○尾花主査 どこに常駐するのでしょうか。

○光永課長補佐 常駐という感覚がいま一つよく分からないのですが、この事業自体は、委託事業者が常時このサイトを監視していただいたり、あるいはサイト登録を願ってくる企業等に対応するというを常駐として考えるのであれば、そういうことになるかと思っています。

○尾花主査 分かりました。そうすると、例えば別紙4の実施事項の詳細のところ、御省が、サイトのモニタリング及び入力等を何時から何時までの間対応するとか、業者からの申出に対して対応するとか、むしろそういうことを明確に書いていただき、それをもって、御省にとってはそれが常駐だということをはっきり書いていただくと、業者も分かりやすいのではないかと思います。

○光永課長補佐 御意見として承らせていただきます。こちらのほうは、基本的には受託していただいた企業の雇用管理状況というのもございますので、そういうことを踏まえて、また、そちらの受託された企業が、ほかの派遣を入れたり、いろいろな形で人を雇う形もありますので、そういうことも踏まえると、私どものほうから固定的な形を示すというよりは、それぞれの受託者の実情に応じて協議させていただくという形になるのかなと考えますが、今の御意見、そのほうが確かに、いろいろな企業様から聞かれるときにお答えしやすくなるのかなとも感じますので、検討させていただきたいと思います。

○尾花主査 ありがとうございます。今のは、御省が別紙4で、従来の実施状況に関する情報開示で、あえて常駐という追加をされたので、そこを望んでおられるのかなと思ったことが根拠で申し上げているので、今おっしゃったように、業者の創意工夫を待ちたいという発想で、あえて書かないという御方針でも、別段私は異存ございません。

ありがとうございます。それでは、実施要項の審議はこれまでとさせていただきますが、事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 それでは、評価項目の配点点数や、先ほどの常駐の記載のことなどを確認させていただいて、また委員へ御連絡させていただきます。

○尾花主査 はい。それでは、本実施要項案につきましては、本日をもって小委員会での審議は終了したものと、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項案の取扱いや監理委員会の報告資料の作成については私に一任いただきたいと思います。委員の先生方、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。今後、実施要項の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜意見交換をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。本日はありがとうございました。

(厚生労働省退室)

○尾花主査 それでは、能力開発基本調査の民間競争入札の入札結果等の報告について審議を行います。事務局より御説明をお願いします。

○事務局 それでは、厚生労働省の能力開発基本調査業務に係る調達手続の入札結果に関する報告、及び今後の対応方針について、事務局より説明させていただきます。よろしくをお願いします。

お手元の資料4で説明をさせていただきたいのですが、まず、1番の事業概要を御覧ください。能力開発基本調査は、職業能力開発行政に資することを目的とする政府の一般統計調査でありまして、能力開発基本調査業務については、令和2年度から市場化テストとしての第2期（3年間）が予定されていたところでございます。

続きまして2番の、これまでの入札不調の経過と原因のほうを御覧ください。

実施要項の当初案は、令和元年11月26日の第240回官民競争入札等監理委員会で議了をいただきまして、今年2月に公告を行ったところでございますが、入札者が現れず不調となった次第でございます。

その後、初回公告時に入札者が現れない主たる原因であった入札参加資格の等級を緩和いたしまして、再度6月に公告を行ったところでございますが、再び入札者が現れず不調となっております。

資料裏面になりますが、改めて3回目の入札公告を行うに当たりまして、調査員による調査を実施していたものを、全て郵送による調査に変更することとしたほか、調査時期を令和2年度の調査時期を10月から12月に変更を行っております。

変更した実施要項につきましては、本年7月29日の第254回官民競争入札等監理委員会にて議了をいただきまして、9月に公告を行ったところでございますが、三度入札者が現れず不調となった次第です。

これを受けた厚生労働省の今後の対応につきましては、3番、今後の対応方針を御覧ください。

厚生労働省は、これ以上の事業の遅延を防ぎ、統計の実施を円滑に行うために、随意契約により今年度以降の能力開発基本業務を実施する方向で、現在、対応を進めているところでございます。

なお、事業の内容については、現時点での実施要項に基づき行うこととしています。

なお、随意契約が締結できない場合、令和2年度の調査を断念いたしまして、令和3年度、令和4年度については、単年度ごとに委託業者を調達し、調査を実施する旨、厚生労働省より御説明いたします。

働省より聴取しております。

最後になりますが、市場化テスト再開時の対応です。資料4にございますとおり、過去の委託事業者や、入札説明書の配布事業者に積極的に連絡を取るということ。仕様書の内容について、より丁寧かつ詳細な説明会や、個々の事業者への説明を行うこと。入札不調時の理由を、ヒアリングを通じ徹底的に探りまして、仕様書に反映させていくこと等により、応札者が現れるよう、幅広に対策することとしております。

以上、事務局より御報告させていただきます。お気づきの点等ございましたらよろしくお願いたします。

○尾花主査 ありがとうございます。それでは、ただいま御説明いただきました報告について、御質問、御意見のある委員は御発言願います。

川澤委員、お願いします。

○川澤専門委員 すみません、1点だけ。特定の事業者との不落随契の、「特定の事業者」というのは具体的にどういう者になるのでしょうか。

○事務局 今、厚生労働省より聞いておりますのは、以前、この事業を担ったことがある業者に接触をしているということを懲取しているのですが、実際にいつ行っていた業者というところまでは、聴取しておりませんので、確認次第御報告させていただきたいと思えます。

○川澤専門委員 ありがとうございます。なかなか、ここまで不落になっているので難しいと思うのですが、また一方で、不落随契になったとしても公平性とか透明性とかは必要なのでは、その辺り、事業者をどういうふうにしたかというところの納得感のある説明が必要かなと思いました。

以上です。

○事務局 承知いたしました。

○尾花主査 それでは、民間競争入札の入札結果等の報告につきましては、本日をもって審議は終了したものといたします。ありがとうございました。

— 了 —